

北海道知事許可をお持ちの建設業者のみなさまへ

解体工事業に係る経過措置の終了について

建設業許可及び経営事項審査に係る解体工事業の経過措置は、平成 31（2019）年 5 月 31 日で終了することに伴い、経過措置終了後の取扱いについて、次のとおりお知らせします。

【1 建設業許可に係る解体工事業の経過措置の終了について】

（1）建設業許可について

- ・平成 31 年 6 月 1 日以降、解体工事業の許可に係る経過措置が終了し、とび・土工工事業の許可では解体工事を請け負うことができません。
- ・引き続き、解体工事業を営むには、平成 31 年 5 月 31 日までに解体工事業の許可を受けてください。（平成 31 年 5 月 31 日までに申請があったものについては、同年 6 月 1 日を過ぎても許可又は不許可の処分があるまでの間は、引き続き解体工事業を営むことができます。）

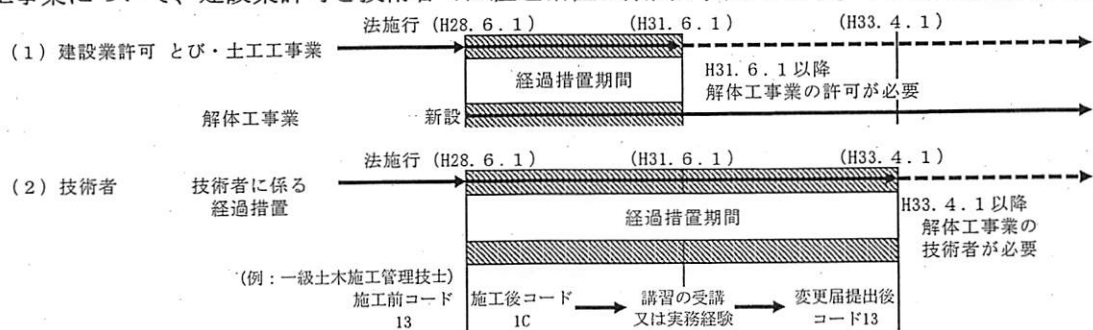
（2）技術者について

- ・平成 33 年 3 月 31 日まで、とび・土工工事業の技術者を解体工事業の技術者とみなすことができます。
- ・ただし、とび・土工工事業の技術者で解体工事業の技術者として配置されている方は、経過措置が終了するまでに「登録解体工事講習を受講する」又は「解体工事の 1 年以上の実務経験」が必要となります。
- ・なお、この要件（講習受講又は実務経験 1 年）を満たした後に、有資格区分の変更の届け出をしてください。（2（2）技術者参照）

※ 1 件あたり 500 万円未満の請負契約であれば、経過措置終了時までには解体工事業に係る建設リサイクル法上の登録を行い、引き続き、解体工事業を営むことは可能です。

【2 建設業許可に係る解体工事業の経過措置のスケジュール】

解体工事業について、建設業許可と技術者では経過措置の期間が異なります。下図をご参照ください。



【3 経営事項審査に係る解体工事業の経過措置の終了について】

- ・平成 31 年 5 月 31 日までは、旧基準（経過措置期間内の基準）による申請書を受理します。
- ・平成 31 年 6 月 1 日以降は、申請書の記載方法について以下の変更があります。
- （1）「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）（業種コード 300）」の記載が不要になります。（別紙一（工事種類別完成工事高））
- （2）業種コード 99 が使用できなくなります。（別紙二（技術職員名簿））

なお、有資格区分コードに係る経過措置は、建設業許可同様、平成 33 年 3 月 31 日まで継続します。

※詳細は北海道建設部建設政策局建設管理課ホームページを参照してください。